

忠岡町告示第 23 号

忠岡町空家再生等推進事業（除却）補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 26 日

忠岡町長 杉原 健士

忠岡町空家再生等推進事業（除却）補助金交付要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、町内に存する老朽し、適切な管理が行われていない空家の除却を促進し、住環境の改善及び地域の活性化に寄与することを目的とし、除却工事を行う所有者に対し、予算の範囲内において忠岡町空家再生等推進事業（除却）補助金（以下「補助金」という。）を交付するために、忠岡町補助金交付規則（昭和52年忠岡町規則第 8 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 1 号に規定する建築物（以下「建築物」という。）又はこれに附属する工作物であつて、おおむね 1 年以上居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- (2) 除却工事 空家の全てを解体し、当該解体で生じた廃棄物を運搬及び処分して更地にする工事をいう。
- (3) 不良住宅 町内に存する住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第 2 条第 4 項に規定する不良住宅であつて、別表に定める住宅不良度の測定基準において該当する各評定項目の評点の合計が100点以上のものをいう。
- (4) 併用住宅 建物内の居住部分とは別に、店舗その他これに類するものの用途に該当する部分を併せ持った住宅をいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 忠岡町内に存する空家の所有者であること。
- (2) 忠岡町が賦課する町税を滞納していないこと。
- (3) 補助の対象となる空家の所有者が複数いる場合又は所有権以外の権利を有する者がいる場合は、当該空家の除却工事を行うことについて、当該利害関係者の同意を得ていること。
- (4) 忠岡町暴力団排除条例（平成24年忠岡町条例第 1 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（補助対象空家）

第 4 条 補助金の交付の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する不良住宅であること。
- (2) 併用住宅の場合にあつては、延床面積の 2 分の 1 以上が居住の用に供されていること。

(3) この要綱の補助金の他に、除却工事又は改修工事に係る補助金等の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、町長が補助の対象として適当でないと認めるものについては、補助の対象としないことができる。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、空家の除却工事に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額又は国土交通大臣が定める標準建設費のうち、除却工事費により積算した額のいずれか少ない額に10分の8を乗じて得た額とし、400,000円を限度とする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(事前調査)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「補助申請者」という。）は、忠岡町空家再生等推進事業（除却）事前調査依頼書（様式第1号）（以下「事前調査依頼書」という。）に次に掲げる書類を添えて提出し、町が実施する事前調査に基づき、当該空家が第4条に規定する補助対象空家に該当するかどうかの判定を受けなければならない。

(1) 現況図（付近見取図、配置図又は平面図等）

(2) 現況写真

(3) 土地及び建物の登記事項証明書又は固定資産税納税通知書の写し

(4) 補助対象空家の所有者が亡くなっているときは、所有者との相続関係が確認できる書類

(5) その他町長が必要と認める書類

2 事前調査依頼書を提出した補助申請者は、町職員が事前調査をするため、当該空家への必要最小限の立ち入りを行うことに対して同意し、協力しなければならない。

3 町長は、事前調査依頼書の提出を受けたときは、その内容の審査及び調査を行い、忠岡町空家再生等推進事業（除却）事前調査結果通知書（様式第2号）（以下「事前調査結果通知書」という。）により、補助申請者に結果を通知するものとする。

(交付の申請)

第8条 前条の事前調査の後、補助申請者は、除却工事を実施する前に、忠岡町空家再生等推進事業（除却）補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 委任状（代理者が申請する場合）

(2) 事前調査結果通知書の写し

(3) 誓約書（様式第4号）

(4) 除却工事工程表

(5) 除却工事の見積書の写し（補助対象経費の明細が分かるもの）

(6) 町税に未納がない証明書（所有権を共有している場合は共有者全員のもの）

(7) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可に係る許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録に係る登録証の写し

(8) その他町長が必要と認める書類
(交付の決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、忠岡町空家再生等推進事業（除却）補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、当該補助金の交付の決定について条件を付することができる。

2 町長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことと決定したときは、忠岡町空家再生等推進事業（除却）補助金不交付決定通知書（様式第6号）により補助申請者に通知するものとする。

(除却工事の着手)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は当該通知を受け取った日からおおむね30日以内に除却工事に着手するものとし、着手したときは直ちに忠岡町空家再生等推進事業（除却）着手届（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 除却工事に係る請負契約書の写し

(2) その他町長が必要と認める書類
(除却工事の変更及び取下げ)

第11条 補助決定者は、補助対象空家の除却工事に係る内容に変更が生じたときは、忠岡町空家再生等推進事業（除却）変更承認申請書（様式第8号）に町長が定める必要書類を添えて町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、算出された補助金の額に変更が生じない軽微な変更であると町長が認めるものについては、この限りでない。

2 町長は、前項の承認の申請があった場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、忠岡町空家再生等推進事業（除却）変更承認通知書（様式第9号）により、補助決定者に通知するものとする。

3 補助決定者は、第8条の規定による申請を取り下げるときは、忠岡町空家再生等推進事業（除却）補助金申請取下届（様式第10号）により、町長に届け出なければならない。

(完了報告)

第12条 補助決定者は、除却工事完了後、忠岡町空家再生等推進事業（除却）完了報告書（様式第11号）（以下「工事完了報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 除却工事後の写真

(2) 除却工事の領収書又は補助対象経費の明細が分かるものの写し

(3) その他町長が必要と認める書類

2 工事完了報告書は、除却工事の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の申請に係る会計年度の2月末日のいずれか早い日までに町長に提出

しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 町長は、工事完了報告書の提出を受けたときは、補助金の額を確定し、忠岡町空家再生等推進事業（除却）補助金交付額確定通知書（様式第12号）により、補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、忠岡町空家再生等推進事業（除却）補助金交付請求書（様式第13号）に町長が定める必要書類を添えて、町長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第15条 町長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助決定者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。
- (5) 除却工事の遂行の見込みがないとき。
- (6) 第12条第2項に規定する期日までに、工事完了報告書の提出がないとき。
- (7) その他関係法令の規定に違反したとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適當であると認められるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、忠岡町空家再生等推進事業（除却）補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助決定者に当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、忠岡町空家再生等推進事業（除却）補助金返還命令書（様式第15号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助決定者に対する指導）

第18条 町長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、必要があると認める場合、補助決定者に対し報告を求め、必要な指導及び助言をすることができる。

（書類の保存）

第19条 補助決定者は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。